

平成 25 年度 国民健康保険税について

美波町国民健康保険の財政は依然として厳しいものの、長引く不況の影響を受けている社会状況を考慮し、税率引き上げは見送ることになりましたので、平成 25 年度の国民健康保険税は税率を据え置いています。

区	分	平成 25 年度	平成 24 年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	6.0%	6.0%
	資産割	52.0%	52.0%
	均等割 (注 1)	21,000 円	21,000 円
	平等割 (注 2)	18,000 円	18,000 円
	課税限度額	510,000 円	510,000 円
後期高齢者 支援金等分 (すべての被保険者の方)	所得割	2.0%	2.0%
	資産割	13.0%	13.0%
	均等割 (注 1)	6,500 円	6,500 円
	平等割 (注 2)	6,100 円	6,100 円
	課税限度額	140,000 円	140,000 円
介護納付金分 (40 歳以上 65 歳未満の方)	所得割	2.5%	2.5%
	均等割 (注 1)	10,000 円	10,000 円
	課税限度額	120,000 円	120,000 円

注 1. 被保険者 1 人当たりの税額

注 2. 被保険者 1 世帯当たりの税額

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が 7 割・5 割・2 割軽減されますが、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。

●年度の途中で 75 歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

7 月の本課税の時から、誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75 歳になられたことによる再計算はありません。

※ 75 歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

『後期高齢者医療被保険者証』は 75 歳の誕生日までに郵送されます。

また、国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしておりますので、同じ世帯に他に国民健康保険の加入者がいる場合は有効期限までに新しい『国民健康保険被保険者証』を郵送します。

●国民健康保険に加入されている 40～64 歳の方

40～64 歳の方は「介護保険第 2 号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。